

第2章

サービス貿易

(1) ルールの背景

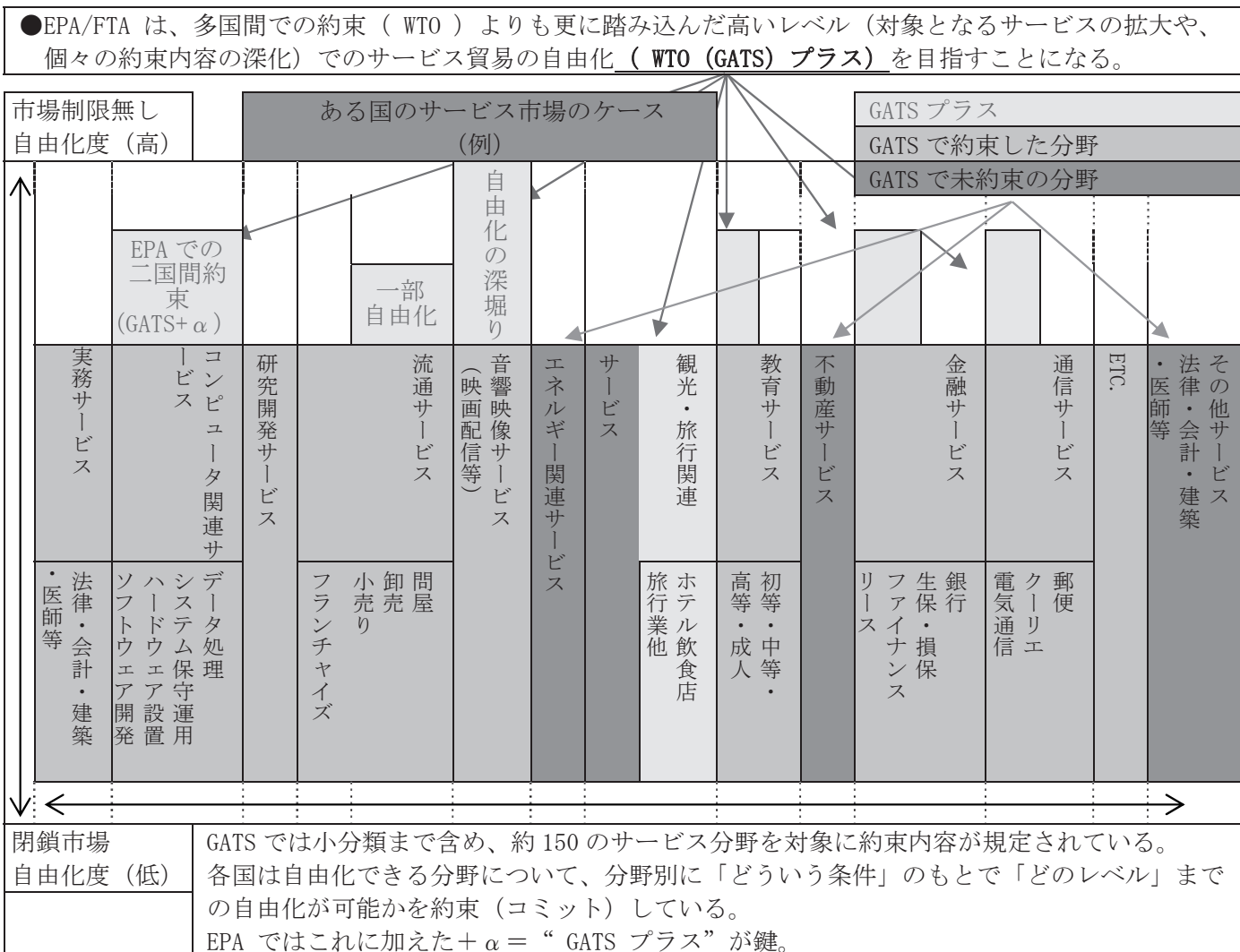
EPA/FTA におけるサービス貿易に関連する規律は、締約国間におけるサービス貿易の障壁を除去し、サービス貿易に関する政府措置の透明性を高めることによって自由化を促進することを目的としている。サービス貿易に関する国際的規律及び分野別自由化約束の枠組としては、GATS（第Ⅱ部第12章参照）が存在し、WTO 加盟国間で一定の自由化が形成されている。EPA/FTA では、GATS での規律及び分野別自由化の約束をベースとしつつも、これらは所与のものとして、GATS を上回る自由化（GATS プラス）の確保が目指される。〈図表 III-2-1〉サービスにおける国際協定 WTO（GATS）と経済連携協定を参照。

(2) 法的規律の概要

EPA/FTA のサービス章では、自由化約束方法は、ネガティブリスト方式とポジティブリスト方式の2つに分類される。ネガティブリスト方式は、一般義務として内国民待遇、最恵国待遇等の自由化義務を規律し、それらの例外とする措置や分野をリストにおいて明示的に示すものであり、その例外事項として留保表に記載されないものは、すべて内国民待遇、最恵国待遇等の義務を約束することになる。対して、ポジティブリスト方式は、内国民待遇、市場アクセスについて自由化の対象となる分野及び条件・制限をリストにおいて個別に明示する約束方式であり、ポジティブリストに記載されない分野は、内国民待遇、市場アクセスについて何ら義務を負わないとするものである。なお約束を行う分野は、WTO/GATS で使用されるサービスの産業分類（WTO 事務局分類）をベースとしてリスト化するのが通例だが、締約国は自由化を行う範囲をサブセクタ

ー以下に細かく特定することが可能である。要するに、ネガティブリストは締約国が自由化義務の例外分野を特定する方式であり、ポジティブリストは締約国が自由化を行える分野を特定する約束方式である。前者の方が一般的にはより自由化に資する方式であると考えられるが、自由化の達成度は個々の約束内容を詳細に確認する必要がある。

<図表 III-2-1> サービスにおける国際協定 WTO (GATS) と経済連携協定



また、サービス貿易に関する各協定の規定ぶりは、当該協定がネガティブリスト方式とポジティブリスト方式とのいずれを採用しているかに、大きく依拠する。

①サービスの 4 つのモードと他章の規律との関係 (投資章及び人の移動章)

GATS では、サービス貿易を 4 つのモード (第 II 部第 12 章参照、第 1 モード：越境取引、第 2 モード：国外消費、第 3 モード：商業拠点、第 4 モード：人の移動) に類型化しているが、EPA/FTA では個々の協定により、第 3 モード (進出先国に設置した子会社、支社等の拠点からのサービス提供) の扱いが異なる。GATS 型 (ポジティブリスト方式にて約束を行うタイプ) の EPA/FTA の場合、その多くが、すべてのモードをサービス章の規律の対象とする。一方で、同じ協定内の投資章の規律 (第 5 章「投資」を参照) のスコープから「サービス分野の投資」は排除されていないため、サービス章の第 3 モードとの間で規律の

重複関係が生じることになる。この場合、サービス章での個別分野の約束について投資章でも同じ約束 (留保) が行われることにより、約束内容が整合するよう調整をしている。また、仮にこの 2 つの章の約束内容の間で非整合が生じた場合、その範囲においてサービス章の規律及び約束が投資章に優先する旨の調整規定がおかれることが多い。これに対し、NAFTA 型 (ネガティブリスト方式にて約束を行うタイプ) の EPA/FTA の場合は、第 1、2、4 モードを「越境サービス貿易」としてサービス章の規律の対象とすることが多い。その場合は、第 3 モードで行われるサービスは、投資財産の保護対象として、その協定内の投資章の規定が適切な範囲で適用される。

また、サービス章の第 4 モードと人の移動章の関係については、「人の移動」に関するルールは、ビジネスパーソンの一時的な入国及び滞在の許可とそれに関する手続等、入管措置や在留資格に関するも

のであるのに対し、入国後、個人のサービス提供者がサービスを提供する際に影響を受ける措置についてはサービス章の規律が適用される。第4モードそれ自体は入管措置に深い関連性を持つが、日本は、EPA/FTA 交渉の中で、入管措置や在留資格に関してはサービスではなく、人の移動のルールにて扱うというスタンスをとっている。

②他方の締約国のサービス提供者、他方の締約国の法人の定義

協定上使用される文言の意味、すなわち協定範囲を明確にするために「他方の締約国のサービス提供者」「他方の締約国の法人」など、基本用語の定義が置かれるのが通常である。「他方の締約国のサービス提供者」とは自由化約束等による協定の利益を享受する対象であり、これを構成する主体は他方の締約国の自然人及び法人とされる。特にサービス提供の主要な主体である法人については「他方の締約国の法人」として定義されており、サービス章の対象範囲を定めるにあたり非常に重要である。この「他方の締約国の法人」とは、多くの EPA/FTA において、一方の締約国からみて、①第1及び第2モードを念頭に、他方の締約国の領域において設立された法人、②第3モードでは、一方の締約国の領域において設立され、他方の締約国の自然人又は①の「他方の締約国の領域において設立された法人」に所有若しくは支配されている法人とされる。他方の締約国の領域において実質的活動を行っていることを要件とするか否かは各協定によって異なる。いずれのケースにおいても「他方の締約国の法人」は、その法人の原産地が設立国である他方の締約国の領域であることが要件とされる。なお、ここで言う所有・支配については、別途、定義規定が置かれる。「所有」については、ある者が法人（企業）の50%以上の持分を所有する場合である。これは直接所有を意味すると解され、上記第3モードの「他方の締約国の法人」の場合、他方の締約国の領域で設立された法人（親会社とする）が、一方の締約国の領域において設立し、直接所有する法人（子会社）であり、当該一方の締約国の領域において、当該親会社が当該子会社を通じ間接所有する孫会社は「他方の締約国の法人」に該当しないとされる。なお、投資章で規定される締約国投資家の財産としての投資には「企業」が含まれ、これは直接間接を問わず投資家に所有されているものであり、協定の保護の対象となる。また、「支配」については、

ある者が法人の役員の過半数を指名し又は法人の活動を法的に管理する権限を有する場合と定めている。

③最恵国待遇

GATS では、WTO 加盟国間において「加盟国は他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、その他加盟国のサービス及びサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない」とする最恵国待遇義務を規定している（GATS 2条）。これにより、WTOの加盟国はすべての加盟国に対し、GATS の規律の対象となるサービス貿易に関する措置を適用する際は、原則として同等の待遇を与える義務を負っている。一方で、GATS 5条において、サービスの貿易の自由化に資する協定を、特定の加盟国間で別途締結することは妨げないことが規定されており（相当な範囲の分野を対象として約束する等、一定の要件を満たす場合に限り）、この規定により、EPA/FTA で締約国間のみ与えられる特恵的待遇を、当該 EPA/FTA 締約国以外の加盟国に対し付与する義務は負わないと解釈されている（最恵国待遇義務の例外）。例えば、GATS において加盟国 A は小売サービスで外資出資比率 49% を約束しているケースで、A 国が B 国と締結した EPA/FTA（同 5 条の要件を満たしたもの）において、同サービスについて外資出資比率 67% を約束した場合、A 国には当該 EPA/FTA での約束の待遇を、B 国以外の WTO 加盟国に均てんする義務はないということである。A 国は、小売分野において B 国のサービス提供者に対してのみ外資出資比率 67% を認め、その他の WTO 加盟国のサービス提供者には 49% のままとなる。

EPA/FTA で規定される最恵国待遇義務は、一方の締約国は、締約国外の第三国に与える待遇よりも不利でない待遇を、原則として他方の締約国に与えることを求めている。例えば、A 国と B 国 間で締結された EPA/FTA で小売サービスにおいて外資出資比率 49% が約束され、その後、A 国が、同サービスについて外資出資比率 67% の約束を含む協定を第三国である C 国と締結した場合、A 国は、B 国に対し、C 国に約束した外資出資比率 67% を認める待遇を付与しなければならない。

日本が締結する EPA/FTA における最恵国待遇義務規定には、①一般的な最恵国待遇を付与し合うとし、別途、最恵国待遇を与えられない分野については、例外として附属書（留保表）に記載するもの（日メキシコ EPA や CPTPP など）、②一方の

締約国が第三国に与えた特恵的待遇について、他方の締約国が一方の国に対し、自国に対する当該待遇の付与を要請した場合に、要請を受けた国は付与するかどうか考慮するというもの（日シンガポール EPA や日インド EPA など）、③①同様、留保表にて例外を記載する他、GATS 5 条の要件を満たす EPA/FTA での特恵的待遇も例外としているもの（日ベトナム EPA では当例外に関する協議について規定があり、日スイス EPA では待遇付与努力義務規定が設けられている）がある。日マレーシア EPA、日インドネシア EPA では、原則としての最恵国待遇を規定しているが、マレーシア、インドネシアは、最恵国待遇を与えない分野を記載する附属書（MFN 留保表）において、すべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野についてのみ最恵国待遇を与えている。（本規律に関する各協定の内容は、<図表 III-2-2>我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要を参照）

④市場アクセス

GATS 16 条「市場アクセス」に対応。主に経済的要因から課されている市場参入規制措置の自由化についての規定であり、締約国政府が維持又は採用できない措置を 6 類型に分類している（第 II 部第 12 章「サービス貿易」参照）。

日本が締結する EPA/FTA における市場アクセスの規定には、① GATS で採用したポジティブリスト方式を採用してその範囲で約束するもの（日シンガポール EPA や AJCEP（第一改正議定書）など）、② NAFTA 型を採用し市場アクセスは義務の対象としていないもの（日メキシコ EPA や日チリ EPA など）、③ネガティブリスト方式を採用しつつ、その対象に市場アクセスも含めるもの（日豪州 EPA、CPTPP など）が存在する。また、GATS 16 条 2（f）「外国資本の参加の制限」に該当するものについては投資章にカバーされるため、サービス章の対象から除外されている協定も存在する（本規律に関する各協定の内容は、<図表 III-2-2>我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要を参照）。

⑤内国民待遇

GATS 17 条「内国民待遇」に対応。他方の締約国の

サービス及びサービス提供者に対して自国の同種のサービス及びサービス提供者と比して不利でない待遇を与えるという原則。日本が締結する EPA/FTA における内国民待遇の規律には、①ポジティブリスト方式で約束する分野及びその条件・制限を「約束表」に記載するもの（日フィリピン EPA、AJCEP（第一改正議定書）など）、②ネガティブリスト方式で、義務の例外とする分野及び措置を「留保表」に記載するもの（日 EU EPA や CPTPP など）が存在する。また、GATS の規定に倣い、二重課税回避を取り決めた協定の適用範囲内にある措置については、紛争処理に関する規定の適用上は上記規定を援用できないことを明記する協定も存在する（日シンガポール EPA や日豪州 EPA など）。このように、いずれの方式においても、透明性の向上と自由化の促進を目指すべく、約束又は留保の範囲が明示されることとなっている。（本規律に関する各協定の内容は、<図表 III-2-2>我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要を参照）

⑥追加的な約束

GATS 18 条に対応。市場アクセス及び内国民待遇義務ではカバーされていない事項について約束表に記載できる。例えば、多くの EPA/FTA では、GATS の交渉の成果を反映して、サービス章とは別（又はサービス章の一部として）に、電気通信章や金融サービス章を設けているが、当該章に関連し、電気通信分野の競争促進的規律や、金融分野の国内措置等が追加的約束として記載される例が見られる。

⑦スタンドスティル義務

内国民待遇、最恵国待遇等などの義務に関する措置について、現状（協定発効時のもの）を維持する、すなわち現行措置よりも貿易制限的な措置を採用しない義務。ネガティブリスト方式を採用している EPA/FTA において、現状の措置に基づいて留保（現在留保）している場合に、当該措置に対してスタンドスティル義務が適用される（日メキシコ EPA や CPTPP など）。なお、こうした現行措置に基づかず将来の措置を留保するもの（将来留保。通常、ネガティブリスト方式では現在留保と将来留保に別けて記載される）にはスタンドスティル義務は適用されない。また、条文中にて、留保する現行措置を維持する主体（政府のレベル）が列挙されており、連邦政府又は中央政府に加えて、若

干の差違があるものの、地方・地域政府レベルの措置をその対象に含めていることが多い。

ポジティブリスト方式を採用している EPA/FTA においては、約束表の中で、SS (Standstill の略) のマークを付した分野に、現行措置の現状 (協定発効時のもの) 維持の義務がかかることを規定する協定 (日フィリピンEPA や日モンゴルEPA など) が存在する。(本規律に関する各協定の内容は、〈図表 III-2-2〉我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要を参照)

⑧国内規制 (許可、免許、資格)

GATS 6 条に対応。資格要件、資格審査に係る手続、技術上の基準及び免許要件に関連する国内措置等 (内外無差別に適用される措置も含める) がサービス貿易の不必要な障害にならないよう、客観的で透明な基準を設けること、サービスの質の確保に必要な範囲を超えた負担とならないようにすること、免許手続自体がサービス提供への負担とならないようにすること等について締約国が約束した分野に限定して義務づけられている場合が多い。また、GATS 6 条 4 項に基づく資格等の作業の進捗を受けて、EPA/FTA の規律を見直すことを明示的に掲げている場合 (米シンガポールFTA、米豪州FTA、印シンガポールFTA) もある。

⑨相互承認

GATS 7 条に対応。一方の締約国は他方の締約国のサービス提供者に対して、自国の基準の全部又は一部を適用する上で、他方の締約国内で得られた教育、経験、免許、資格証明等に基づき、許可、免許、又は資格証明を承認することが可能であるという規定。また一方の締約国が、第三国に与えた承認に対する待遇について、一方の締約国は、他方の締約国に対して同待遇を受けられるよう十分な機会を与えなければならない旨が規定される。

中にはより踏み込み、職業団体による相互承認の枠組みの交渉を行うことを期限や分野とともに明記している協定 (印シンガポールFTA) もある。なお、原則として最恵国待遇が規定されている EPA/FTA の場合、協定内における相互承認についてのいかなる規定に対しても最恵国待遇の規律が適用されない、ということを示していることが多い。

⑩透明性

GATS 3 条に対応。規制の透明性確保を目的として、サービス分野に影響する国内措置の速やかな公表や照会所の設置等が、義務又は努力義務として規定されている。また、措置の変更や導入に際しては、公表と導入までに一定期間を設けること、その間に他の締約国からのコメントを受け付け、更に受け付けたコメントを可能な限り採用することまで規定している場合もある。

日本が結ぶ EPA/FTA の多くは、総則章などにおいて、協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置についてこれを公表 (国内での公表のみで可) すること、また、これらの措置に関して、他締約国からの質問に対する回答義務等が規定されている。これらの規定は、サービス章の規定にも及ぶものであるが、サービス章でも透明性を確保する為に設けられている規律としては、以下のようなものがあげられる。

日マレーシア EPA では、サービス章において、市場アクセス及び内国民待遇義務に影響を及ぼす規制措置の情報提供、サービス貿易に係る白書等の提供等について規定している。また、日インドネシア EPA などでは、一方の締約国は、他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供を行わなければならない旨を規定している (総則規定と異なり、締約国政府ではなく、サービス提供者に対する情報提供が対象となる)。

加えて、日フィリピン EPA などでは、約束の対象となっているサービス分野であるかに関わらず、市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表 (透明性リスト) の作成と、相手国への送付及び公表が規定されている。また、日インド EPA では同様のリストを作成、公表する努力義務が規定されている。このリストは、規制の透明化のみを目的として作成されるものであり、締約国の権利・義務には影響を及ぼさない。なお、リストの対象となる措置は、国レベルのものに加え、地域 (日本で都道府県) ・地方政府 (日本では市町村など) の措置も含まれることが多い。対して、日メキシコ EPA や CPTPP は、ネガティブリスト方式で約束を行っており、そのリスト自体が、どのような分野において内国民待遇等の義務に整合的でない措置が存在するかを明示しているため、一定の透明性が確保されている。また、

リストに掲載された分野について、協定の実行及び運営に実質的影響を及ぼす新規措置を導入する場合は、可能な限り、相手国に通知を行うべき旨を規定しており、規制の透明性向上に資するものとなっている。（本規律に関する各協定の内容は、〈図表 III-2-2〉我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要を参照）

⑪セーフガード

サービス分野のセーフガード措置については、GATS 10 条に基づくセーフガードに関する検討が WTO で進んでいないことから、特段の規定を設けていない EPA/FTA が多い。規律がある場合には、締約国は互いセーフガード措置を採用しないこと、そのための調査を実施しないことを義務づけている場合（豪州シンガポールFTA、印シンガポールFTA）、多国間交渉での進展を踏まえ、セーフガードの扱いをレビューすることを規定している場合（印シンガポールFTA）等がある。

⑫利益否認

GATS 27 条に対応。EPA/FTA によって、他方の締約国のサービス又はサービス提供者に対し与えられる利益（より良い条件での市場アクセス等）について、その利益を停止（以下、「否認」）できる条件が規定されている。GATS では、非加盟国からのサービスであると証明できる場合や、海上輸送サービスにおける非加盟国籍の船舶によるサービスであると証明できる場合等が規定されているが、日本が結ぶ EPA/FTA の多くは、NAFTA の規定を踏襲しており、その利益否認の対象となるサービス又はサービス提供者としては、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配されている他方の締約国の法人、②第三国に所有又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人であること、又は協定による利益を与えることにより当該措置について違反又は阻害されると認められる場合、③第三国の法人に所有又は支配されており、かつ他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人などが挙げられている（日メキシコ EPA や日豪州 EPA など）。これらサービス又はサービス提供者が上記要件に該当するものと一方の締約国が証明する場合、③については他方の締約国への事前の通知及び協議を行うことにより利益否認を行えるが、実際に、利益否

認を行うか否かは、締約国の裁量に委ねられる。なお①及び②については事前の通知及び協議を行うことは要件とされていない。また、協定によって対象となるケースは少し異なる場合があり、例えば、①②で規定される法人、③で規定される「他方の国の領域において実質的活動を行っていない」ことを要件としない「第三国に所有又は支配されている法人」を利益否認の対象としているもの（日タイ EPA）、②③のみを利益の否認の対象として規定するもの（CPTPP）、「第三国に所有又は支配されている法人」が利益否認の対象であるが、当該第三国が国際の平和及び安全の維持に関する措置などを受けている場合に限定しているもの（日EU）が存在する。

⑬支払、資金移動

GATS 11 条、12 条に対応。サービス貿易に関連する経常取引のための支払及び送金の制限を禁止する一方、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じた際の制限を認める規定が設けられている。日本が結ぶ EPA/FTA の中では、本項での義務の対象を GATS のように締約国が約束表で約束した分野に限定するのか（日シンガポールEPA や日インドEPA など）、又は協定の一般的義務としてすべての分野を対象とするか（日フィリピン EPA や CPTPP など）という点で差違がある。

⑭例外条項

GATS 14 条に対応。一般例外として公序良俗や健康・安全を目的とする措置、安全保障上の利益保護のための措置は義務の対象外としている。

⑮約束の見直し（レビュー規定）

GATS 19 条ではラウンドによる漸進的自由化が規定されているが EPA/FTA においては協定発効から数年後に更なる自由化のためのレビューを行う旨規定されることが多い（サービス単独ではなく、他分野も含めた協定全体の見直しの一部として行われる）。また、EPA/FTA の中でも、GATS 型の協定で漸進的自由化の努力をうたっているもの（印シンガポールFTA）、特段の規定を設けていないもの（米シンガポールFTA、米豪州FTA）、2 年ごとの見直しを規定しているもの（EFTA シンガポールFTA）等、規定内容は多様である。

（3）経済的視点及び意義

サービス貿易は、「第 II 部第 12 章サービス貿易 4) 経済的視点及び意義」で述べたとおり、生産要素の移動を伴うという特徴を有しているとともに、金融、通信等、他の産業にとってのインフラとして大きな波及効果を有している。そのため、二国間・地域内におけるサービス貿易の自由化は、多国間における取組と同様、一時的に既存のサービス事業者の雇用に影響を与えることはあるものの、長期的には、当該サービス産業の競争力強化や、他のサービス分野及び製造業における生産の効率性向上に資する効果を有していると考えられる。

(4) 各協定における規律内容及び相手国の約束内容

ASEAN 諸国との EPA ではポジティブリスト方式で約束。相手国は、製造業に関連する保守修理、卸売業、コンピュータ関連サービス、また、金融、通信、建設、運輸等の分野で GATS での約束を上回る約束を行っており、スタンドスティルの約束の対象となったものも含まれている。また、メキシコ、チリ、スイス、ペルー、豪州、EU、英国との EPA や CPTPP では、ネガティブリスト方式で約束。原則として内国民待遇、最恵国待遇が義務づけられ、スイス、ペルー、豪州、CPTPP、EU ではさらに市場アクセスを義務づけている。留保される分野も一部分野（基幹分野、社会政策的分野等）を除いて基本的にはスタンドスティルでの約束を確保している。

(a) 日シンガポール EPA (2002 年 11 月発効)

シンガポールは、国内法令上、外資に対する参入規制が少なく、日シンガポール EPA においても、日本企業のシンガポールへの市場参入条件について、業種（分野）横断的な制限は設けていない。また、個別分野では 139 分野にわたり約束を行った（GATS での約束と比較して 76 分野増）。また、これらの分野における約束は、外資参入に係る制限を設けないものが多く、全体的に自由化水準が高い。

(b) 日メキシコ EPA (2005 年 4 月発効)

日メキシコ EPA サービス章は、NAFTA と同様、完全自由化の留保（内国民待遇等における留保）を行う分

野のみをリスト化するネガティブリスト方式を採用している。本方式では、現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と、現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(c) 日マレーシア EPA (2006 年 7 月発効)

マレーシアは、サービス分野における外資政策を主にガイドラインによって実施しており、国内政策（ブミプトラ政策）として、一部の業種において企業に対しブミ（マレー人）資本を 30% 以上入れることを要求している。日マレーシア EPA では、レンタル・リース、保守・修理等の分野において、マレーシアが GATS 等で行った約束を上回る水準の自由化約束を行った。

(d) 日チリ EPA (2007 年 9 月発効)

日メキシコ EPA に続き、ネガティブリスト方式を採用している。現行法令に基づいた留保を行う分野（法令の現状維持義務あり）と現行法令に基づかず留保を行う分野（法令の現状維持義務なし）に分けられる。

(e) 日タイ EPA (2007 年 11 月発効)

タイでは、外国人事業法において、外国人事業者を定義づけ（外資 50% 以上を有するもの等）、これら外国人事業者のタイにおけるビジネス活動のスコープを業種により分類して制限している。なお内資がマジョリティを有する場合は、原則タイ企業とみなされることになる。GATS における約束では、業種横断約束として、外資の出資比率の上限は、49% までとしている。日タイ EPA における業種横断約束では、GATS における約束と同様、外資の出資比率の上限は 49% までとしている。

(f) 日インドネシア EPA (2008 年 7 月発効)

インドネシアは、国内法上は、投資法に基づく大統領令により外資制限業種及び条件がリスト化されており、総じて規制の透明性は高い。サービス分野における規制自体は、通信、建設、運輸等の分野において外資の資本保有比率を限定的にしており、また中小規模の小売業分野等では外資閉鎖の制限的規制を課している。インドネシアの GATS での分野横断的約束は、外資 49% としているが、日インドネシア EPA における分野横断的約束は、GATS での約束を上回るものもある。

(g) 日ブルネイ EPA (2008 年 7 月発効)

ブルネイの外資政策は、食料、エネルギー分野等に関して、ブルネイ国内資本の参入が義務づけられているが、その他サービス分野については特に業法による制限はない。しかしながら、外資の受け入れにあたっては、案件ごとにブルネイ政府関係部署の承認を要するとされ、また、日本との EPA も含め、GATS、AFAS (ASEAN サービス枠組協定) 等での国際約束においては、分野横断的約束で外資の出資比率について「何も約束しない」としている。日ブルネイ EPA における約束では、約束を行った分野数は 43 分野 (サブセクターも含む) と他の ASEAN 諸国と比して低い。

(h) 日フィリピン EPA (2008 年 12 月発効)

フィリピンは、GATS における約束 (約 30 分野) を超える多くの分野で約束 (約 100 分野) を行った。また、法令の現状維持を義務とするスタンズティル約束 (現行法令ベースでの約束) を、日本側のリクエストにより 65 分野にわたり行った。これにより、これら分野におけるフィリピン市場への参入条件については、GATS における約束に見られるような国内法令との乖離がなく、日系企業が、フィリピンの国内法令に係る透明性と安定性の下で、事業活動を行えることが担保されている。また、日フィリピン EPA では、最恵国待遇の原則付与を規定していることから、我が国は、フィリピンが最恵国待遇を留保した一部分野 (商業銀行、金融会社等) を除き、第三国に与えた特恵的待遇の無条件かつ自動的な均てんを受けることができる。

(i) 日スイス EPA (2009 年 9 月発効)

スイスは日本にとって欧米先進国で初めての EPA 締結国で、ネガティブリスト方式を採用。本方式では自由化をできない分野を特定した形で留保が行われるため、我が国が ASEAN 各国と結んできたポジティブリスト方式よりも、より広範な自由化を約束する形式となっており、また先進国同士の EPA でもあるため、総じて高いレベルでの自由化が確保されている。

(j) 日ベトナム EPA (2009 年 10 月発効)

ベトナムの外資政策は、外国投資企業への法人所得税の優遇等により積極的に外資の導入を推進してきたが、2006 年 7 月以降外国投資への優遇措置は撤廃され、同時に内外無差別で政策的に奨励する投資分野 (新素材・ハイテク製品、エコ技術の応用、労働集約型事業、

教育・訓練、医療に関する事業等 8 分野) が定められ、また、社会経済状況が困窮している地域が奨励投資地域として定められ、引き続き投資の促進策が講じられている。既に日ベトナム間には、サービス分野も含む高いレベルでの二国間投資協定 (2004 年 1 月発効) やベトナム国内のビジネス・投資環境整備のための対話・協力枠組みである「日越共同イニシアティブ」 (2003 年 12 月より) が存在しており、加えて 2007 年 1 月に WTO への 150 番目の加盟国となったことから、サービス分野の GATS への約束のレベルも総じて高いものとなっていた。日ベトナム EPA での約束の概要は以下のとおり。分野横断的約束において、ベトナムでの商業拠点の設置については、① 事業協力契約 (Business co-operation contracts) によるもの、② 合弁によるもの、③ 100% 外資によるものの 3 形態についてのみ約束されており、外国企業の支店の設置については、個別分野に特段の定めのある場合を除き約束されていない。駐在員事務所は、直接収益のある事業に従事しない限り設置可能とされている。また、これら法人における管理職・役員・専門家について、少なくとも総数の 20% がベトナム国籍者であることを求める国籍要件が規定されている。但しこれに関わらず 1 企業につき最低 3 人の非ベトナム国籍者の配置が認められている。

(k) 日インド EPA (2011 年 8 月発効)

インドは、Consolidated FDI Policy Circular 2 of 2010 (海外直接投資に関する政策、規則を統合した文書、2010 年 10 月発効、以下『FDI Policy』) において、各サービス分野の外資制限比率や承認手続を規定している。インド約束表では、第 3 モードに関し、分野別約束内容に加えて、FDI Policy に定められる規制が適用されることが規定されているが、同時に、分野別約束を無効化又は侵害しない限りにおいて適用されることを条件としている。つまり、日インド EPA では、本章 (2) ⑦に記載したようなスタンズティル義務は規定されていないが、FDI Policy の適用には現状維持義務が課せられ、仮に将来、FDI Policy が改正され約束表の分野別約束に記載された条件・制限よりもより制限的な規制に変更されたとしても、日インド EPA の関係では約束表に記載された条件・制限が引き続き適用されることになる。分野別約束については、インドは、GATS やこれまで締結した EPA/FTA において約束したことがない内容を含む、基本電気通信の外資規

制改善、シングルブランド及びシングルブランドのフランチャイズについての外資参入、日本の銀行による支店設置申請について好意的配慮を払う旨の約束、及び国際海上運送サービスの第1モードにおける留保の一部撤廃等について約束を行った。

(1) 日ペルーEPA（2012年3月発効）

ネガティブリスト方式を採用。この協定では両国とも、WTOにおける約束水準を超える約束を行い、内国民待遇等の原則の下で引き続き維持する国内措置等をそれぞれ附属書に記載することで高い透明性を確保している。我が国としては、同じネガティブリスト方式を採用した日メキシコEPA、日チリEPA及び日スイスEPAと比べると、改正労働者派遣法が国会において審議されていた関係上、労働者派遣業を現在留保から将来留保に移動したことを除くほか、これまでのEPAから留保の内容に変化はなく、新たに留保した措置はない。ペルー側としては、ペルーがこれまでに締結している米・ペルー協定、加・ペルー協定における留保と同等レベルである。また、電気通信サービスについて章を設け、電気通信分野へのアクセスについてWTOを超えるルールを規定した。我が国がWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、航空機・船舶のレンタル・リース等がある。ペルーがWTOの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、建築サービス、流通サービス等がある。

(m) 日豪州EPA（2015年1月発効）

ネガティブリスト方式を採用。日本と豪州のサービス貿易に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス、現地における拠点等の規律について規定しており、GATSの下で約束している水準を超える自由化を約束している。さらに、これまで我が国が締結済みのEPAより詳細な国内規制に関する条項を設けることで、加盟国の措置のうちサービスの貿易に影響を及ぼすものが合理的、客観的かつ公平な対応で実施されることがより強く確保されている。

我が国がGATSの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、航空機・船舶のレンタル・リース等がある。豪州がGATSの下で約束している水準を超える自由化を約束した分野としては、保険サービス、電気通信サービス等がある。

(n) 日モンゴルEPA（2016年6月発効）

モンゴルにとって初めての経済連携協定となった我が国とのEPAにおいては、ASEAN諸国と同様、ポジティブリスト方式を採用している。市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等、サービス貿易促進のためWTO協定を超える規律と枠組を整備している。我が国としては、自然科学の研究及び開発のサービス、郵便又はクーリエ・サービスのうち特定信書便事業によって提供される信書の送達サービス等につきGATSと比較して分野を拡大した約束をした。

モンゴルは、電子計算機サービス及び関連サービス、不動産に係るサービス、高等教育サービス等を新たに約束するとともに、小売り・卸売分野等の第3モードについて制限を撤廃した。具体的には、GATSの下では小売サービスの第3モードについて「約束しない」と記載しているが、本協定においてはこれについて何ら条件・制限を付することなく内国民待遇及び市場アクセスについて約束した。このことにより、例えば、ウランバートルにおけるスーパーやコンビニ市場への我が国企業の100%出資による市場参入が原則として可能となった。

(o) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定 （2016年2月署名）

TPPでは、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定している。NAFTA型であるネガティブリスト方式を採用している。なお、我が国がTPP交渉参加国と締結している既存のEPAでネガティブリスト方式を採用しているのは、メキシコ、チリ、ペルー、豪州のみであったことから、ブルネイ、マレーシア、シンガポール及びベトナム国との間では、ポジティブリストから、概してより自由化志向が高いネガティブリストに転換したことは、自由化や透明性向上に向けた前進であると言える。さらには、カナダ、ニュージーランド及び米国との間ではEPA/FTAは締結していなかったため、WTO/GATSからの大幅な前進である。

(p) 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（2018年12月発効）

TPPにおけるサービス関連の規律のうち、急送便サービスに係る附属書の一部規律（附属書10-B 5及び6）や電気通信に関する紛争の解決に係る規律の一部（13.21条1（d））等を「凍結」する形で確認されて

いる。

(q) 日 EU EPA (2019 年 2 月発効)

日 EU EPA では、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定している。また、TPP 協定等と同様に、原則すべての分野を自由化し、留保する措置・分野を列挙するネガティブリスト形式を採用している。さらには、内国民待遇等の自由化に関わる規律を適用しないことが認められた措置について、自由化の程度をより悪化させないことを約束するラレット条項により、想定外の規制強化によって損害を被ることを防ぐことが可能となり、ビジネスの予見性を確保している（ただし、包括的な留保（＝いわゆる「将来留保」）をした分野にラレット条項は適用されない。）。

その他、金融サービス（金融規制協力を含む）、電気通信サービス等については個別のルールを置いている。個別の分野では、GATS と比較して EU 側が自由化を約束した分野が拡大している。

(r) AJCEP (日ASEAN包括的経済連携) 協定第一改正議定書 (2020 年 8 月日本について発効)

第一改正議定書においては、物品貿易に関する既存のルールに加え、サービス・投資について新しくルールを定めることとなった。内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定しており、約束形式は、ASEAN 諸国と 2 国間で締結している EPA と同様、自由化の対象となる分野及び条件・制限をリストにおいて個別に明示するポジティブリスト方式にて約束している。カンボジア、ラオス、ミャンマーとは初のサービス貿易に関するルールを規定した協定となる。

その他、金融サービス、電気通信サービス等については個別のルールを置いている。約束分野においても、GATS や既存の ASEAN との二国間協定と比較して自由化範囲が拡大した。

(s) 日英EPA (日英包括的経済連携協定) (2021 年1月発効)

日EUをベースに越境サービスの提供に関し、内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限

の禁止等）等について規定し、金融サービス（金融規制協力を含む。）、電気通信サービス、郵便サービス及びクーリエ・サービス、国際海上運送サービス等に関する個別のルールを設けた。他方、日EU EPAからの改善点としては、免許や資格に関する手続の簡素化・効率化のための国内規制に関するルールについて、WTO における議論に準じる高いレベルの規律を規定し、また、音響・映像サービスに関しては、日EU EPA と同様にサービス貿易・投資自由化の適用除外となっているものの、将来的な適用範囲の見直しに向けた議論を継続するとともに、国内法制にかかる情報交換や協力を新たに規定した。

その他、約束形式については日EU EPA と同様に、ネガティブリスト形式を採用しており、約束内容について英側が一部の分野の自由化範囲を拡大した（例えば、鉄道の旅客輸送に関して一定の留保を残しつつも内国民待遇を確保）。

(t) RCEP (地域的な包括的経済連携) 協定 (2022 年 1 月発効)

内国民待遇、最恵国待遇、市場アクセス（数量制限の禁止等）等の義務について規定しており、その他、金融サービス、電気通信サービス、自由職業サービス（弁護士や公認会計士など）についての附属書を設け、追加的な規律を置いている。約束形式は、ポジティブリストとネガティブリストを採用する国が混在する形となっているが、発効時にポジティブリスト形式を採用する国は発効から後 6 年以内にネガティブリスト形式への変換することを定めている（カンボジア、ラオス、ミャンマーは 15 年以内）。約束内容についても、日本との二国間の EPA や GATS の約束内容から多くの分野（インドネシアの映画の製作・上映サービス、タイの居住型福祉施設サービス、中国の生命保険・証券サービス等）で約束の改善があり、締約国地域内における企業の予見可能性が高まることが期待される。

<図表 III-2-2>我が国の署名・発効済み経済連携協定：サービス章の主要規定概要

| 名称 (略称) | 日・シンガポール 経済連携協定 | 日・メキシコ 経済連携協定 | 日・マレーシア 経済連携協定 | 日・チリ 経済連携協定 |
|-----------------|--|---|--|---|
| | 2002年11月30日 発効 | 2005年4月1日発効 | 2006年7月13日発効 | 2007年9月3日発効 |
| 附属書(約束 表)の方式 | ポジティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 |
| 最恵国待遇 | MFN規定なし。ただし第 三国に与えた特恵的待 遇について、他方締約 国から均てんを要請さ れたときは、均てんを 考慮しなければならない 旨を規定。 | 原則MFN規定。例外は附属 書(MFN留保表)に記載。 | 原則MFN規定。ただし、 例外を定める附属書 (MFN留保表)ですべて のセクターを留保し、例 外の例外として一部の分 野につき MFN を付与。 | 原則MFN規定。例外は附属 書(留保表)に記載。 |
| 内国民待遇 | 約束表に記載した範囲 での自由化付与。 | 原則付与。例外は附属書 (留保表)に記載。 | 約束表に記載した範囲で の自由化付与。 | 原則付与。例外は附属書 (留保表)に記載。 |
| 市場アクセス | GATS 16 条の市場アク セスと同様の規定 (約束表記載の範囲で の自由化付与)。 | 市場アクセスは義務の対 象としていない(拠点設 置要求禁止の義務あり。 ただし附属書留保表で例 外記載)。 | GATS 16 条の市場アク セスと同様の規定(約束表 記載の範囲での自由化付 与)。 | 市場アクセスは義務の対 象としていない(拠点設 置要求禁止の義務あり。 ただし附属書留保表で例 外記載)。 |
| 透明性 | 協定の運用に関連し又 は影響を及ぼす措置の 公表(国内で可)、これ らの措置に関して他方 締約国からの質問に対 する回答義務等につい て規定。 | 協定の運用に関連し又は 影響を及ぼす措置の公表 (国内で可)、これらの 措置に関して他方締約国 からの質問に対する回答 義務等について規定。 ネガティブリスト方式で 約束を行っているため、 スタンドスティルで留保 する分野については、現 行措置の具体的内容が明 確化。 | 協定の運用に関連し又は 影響を及ぼす措置の公表 (国内で可)、これらの措 置に関して他方締約国か らの質問に対する回答義 務等について規定。サー ビス章において、市場ア クセス及び内国民待遇義 務に影響を及ぼす規制措 置の情報提供、サービス 貿易に係る白書等の提供 等について規定。 | 協定の運用に関連し又は 影響を及ぼす措置の公表 (国内で可)、これらの 措置に関して他方締約国 からの質問に対する回答 義務等について規定。 ネガティブリスト方式で 約束を行っているため、 スタンドスティルで留保 する分野については、現 行措置の具体的内容が明 確化。 |
| スタンドス ティル義務 | 規定なし。 | 中央政府や地域政府の措 置として、これらの政府 が維持し、留保表(現行措 置に基づき留保を行う分 野のリスト)に記載する 内国民待遇等の義務に非 整合的な現行措置などを 対象に規定。 | 約束表において SS のマ ークが付された分野を対 象。特定の約束につい て、SS のマークを付した 分野の約束は、内国民待 遇等に非整合的な現行措 置に基づく条件及び制限 に限定される旨を規定。 | 中央政府や地域政府の措 置として、これらの政府 が維持し、留保表(現行措 置に基づき留保を行う分 野のリスト)に記載する 内国民待遇等の義務に非 整合的な現行措置などを 対象に規定。 |
| 支払い及び資 金移動 | GATS 同様、約束した 分野のみを対象として 当該規制措置を課して はならない旨を規定。 | 例外章(協定全体におい てスコープ外とするもの を規定)において、越境サ ービス貿易に係る当該規 制措置を課してはなら ない旨を規定。 | 約束した分野に限定せ ず、すべてのサービス貿 易に関連する分野を対象 として当該規制措置を課 してはならない旨規定。 | 規定なし。 |

| 名称 | 日・タイ 経済連携協定 | 日・インドネシア経済連携協定 | 日・ブルネイ 経済連携協定 |
|----------------------|--|---|---|
| | 2007 年 11 月 1 日発効 | 2008 年 7 月 1 日発効 | 2008 年 7 月 31 日発効 |
| 附属書（約 束表）の方 式 | ポジティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 |
| 最恵国待遇 | 一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。 | 原則MFN規定。ただし例外を定める附属書（MFN 留保表）ですべてのセクターを留保し、例外の例外として一部の分野につきMFNを付与。 | 原則MFN規定。例外は附属書（MFN 留保表）に記載。 |
| 内国民待遇 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 |
| 市場アクセ ス | GATS 16 条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 | GATS16 条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 | GATS 16 条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 |
| 透明性 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。 他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。 |
| スタンダード ス ティル義務 | 約束表において SS のマークが付された分野を対象。特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束に関しては、内国民待遇等に非整合的なすべての現行措置に基づく条件及び制限として記載する旨を規定。 | 約束表において SS のマークが付された分野を対象。特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。 | 規定なし。 |
| 支払い及び 資金移動 | GATS 同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 | GATS 同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。 |

| 名称 | 日・フィリピン 経済連携協定 | 日・スイス 経済連携協定 | 日・ベトナム 経済連携協定 | 日・インド 経済連携協定 |
|------------|--|---|---|--|
| | 2008年12月11日発効 | 2009年9月1日発効 | 2009年10月1日発効 | 2011年8月1日発効 |
| 附属書（約束表）の方 | ポジティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 |
| 最恵国待遇 | 原則MFN規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載。 | 原則MFNを規定。例外は附属書（留保表）に記載される措置ならびにGATS 5条の要件を満たすEPA/FTAによる特惠的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し劣後しない待遇を付与する努力義務を規定。 | 原則MFNを規定。例外は附属書（MFN留保表）に記載される措置ならびにGATS 5条の要件を満たすEPA/FTAによる特惠的待遇。例外後者については、他方の締約国に対し協議の機会を付与する義務を規定。 | 一方の締約国が第三国に対し、より良い待遇を与えた場合、他方の締約国からの要請により、更に良い待遇の付与の要請を検討。 |
| 内国民待遇 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 |
| 市場アクセス | GATS 16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 | GATS 16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS 16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 | GATS 16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 |
| 透明性 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換。他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。ネガティブリスト方式で約束を行っているため、スタンズスタイルで留保する分野については、現行措置の具体的内容が明確化。 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。他方の締約国のサービス提供者からの上記の法令等の質問に対し、コンタクトポイントを通じ、回答及び情報提供。 | 協定の運用に関連し又は影響を及ぼす措置の公表（国内で可）、これらの措置に関して他方締約国からの質問に対する回答義務等について規定。市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の交換（努力義務規定）。他方の締約国のサービス提供者からの質問に対し、コンタクトポイントを通じ回答及び情報提供。 |
| スタンズスタイル義務 | 約束表においてSSのマークが付された分野を対象。特定の約束について、SSのマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。 | 全てのレベルの政府（中央・地域・地方）の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | 規定なし。 | 規定なし（ただし、FDI Policyの適用にスタンズスタイル義務あり）。 |
| 支払い及び資金移動 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 | GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。 | GATS同様、約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。 |

| 名称 | 日・ペルー 経済連携協定 | 日・豪州 経済連携協定 | 日・モンゴル 経済連携協定 |
|-------------------|--|--|--|
| | 2012年3月1日発効 | 2015年1月15日発効 | 2016年6月7日発効 |
| 附属書（約束表）の方式 | ネガティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 | ポジティブリスト方式 |
| 最恵国待遇 | 原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則MFN規定。例外は附属書（留保表）に記載。 |
| 内国民待遇 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 |
| 市場アクセス | GATS16条（（f）外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS16条の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS16条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 |
| 透明性 | 関係法令に関する利害関係者からの質問に対し、可能な限り回答するよう努力、最終法令の採用に際して、可能な限りパブコメの意見及び検討結果を公表するよう規定。 | 免許要件及び免許の審査に係る手続、資格要件及び資格の審査に係る手続並びに技術上の基準に関連する措置を維持する場合には、免許又は職業上の資格を取得し、更新し、又は維持するための要件及び手続に関する情報や技術上の基準に関する情報等を実行可能な場合に公に利用可能なものとするよう規定。 サービスの提供のために何らかの形態の許可が必要な場合には、不備のある申請が提出された場合において、実行可能なときは、申請者の要請に応じ、当該申請を完全なものとするために必要な全ての追加の情報を特定するよう規定。 | 市場アクセス及び内国民待遇義務に適合しない現行措置の一覧表（透明性リスト）の、協定効力発生の日から5年以内の交換（義務規定）、必要に応じ又は両締約国の合意に基づき、当該表が将来の見直し及び改定の対象となることを規定。 |
| スタンダード スティール義務 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | 約束表において SS のマークが付された分野を対象。特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。 |
| 支払い及び 資金移動 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 | 約束した分野に限定せず、すべてのサービス貿易に関連する分野を対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 |

| 名称 | TPP協定 | CPTPP協定 | 日・EU 経済連携協定 |
|------------|--|--|---|
| | 2016年2月4日署名 | 2018年12月30日発効 | 2019年2月1日発効 |
| 附属書（約束表）の方 | ネガティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 |
| 最恵国待遇 | 原則 MFN 規定。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則 MFN 規定。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則 MFN 規定。例外は附属書（留保表）に記載。 |
| 内国民待遇 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 |
| 市場アクセス | GATS 16条（（f）外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS 16条（（f）外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。拠点設置要求禁止の義務あり。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS 16条（（d）雇用制限、（f）外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 |
| 透明性 | 本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。 | 本章の規定の対象である事項に関する自国の規制について、利害関係者からの照会に回答するための適当な仕組みを採用し、又は維持すること等を規定。 | 本協定の対象となる事項に関する措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には、英語によるウェブサイト等の電子的手段により公表し、又は公に入手可能なものとするなどを規定。 |
| スタンダード義務 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 |
| 支払い及び資金移動 | 国境を越えるサービスの提供に関連する全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨規定。 | 国境を越えるサービスの提供に関連する全ての資金の移転及び支払が自国の領域へ又は自国の領域から自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める旨規定。 | 日EU間で行われる資本の移動や資金の支払い等は原則自由に行われること、一定の特別な状況が生じた場合には、これを例外的に制限できるセーフガード措置等について規定する。 |

| 名称 | AJCEP協定 第一改正議定書 | 日英包括的経済連携協定 | RCEP協定 |
|------------|---|---|---|
| | 2020年8月1日日本について発効 | 2021年1月1日発効 | 2022年1月1日発効 |
| 附属書（約束表）方式 | ポジティブリスト方式 | ネガティブリスト方式 | ネガティブリストとポジティブリスト方式混合（ポジティブリスト採用国は一定期間後にネガティブリストに移行） |
| 最恵国待遇 | 原則MFN。ASEAN側は努力義務。 | 原則 MFN 規定。例外は附属書（留保表）に記載。 | ネガティブリスト国は原則 MFN で例外は附属書（留保表）に記載。ポジティブリスト国は約束できるセクターを約束表にて明示。 |
| 内国民待遇 | 約束表に記載した範囲での自由化付与。 | 原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | ネガティブリスト国は原則付与し、例外は附属書（留保表）に記載。ポジティブリスト国は約束表に記載した範囲での自由化付与。 |
| 市場アクセス | GATS 16 条の市場アクセスと同様の規定（約束表記載の範囲での自由化付与）。 | GATS 16 条（（d）雇用制限、（f）外資制限を除く）の市場アクセスと同様の内容を原則付与。例外は附属書（留保表）に記載。 | GATS 16 条の市場アクセスと同様の内容。 ネガティブリスト国は原則付与し、例外を附属書（留保表）に記載。ポジティブリスト国は約束表記載の範囲での自由化付与。 |
| 透明性 | 照会所の指定と他国からの要請に応じて情報提供などを行う義務や、サービスに関する措置に関心を有する個人・法人からの質問にも法令に基づき対応することなどを規定。 | 本協定の対象となる事項に関する措置を速やかに公表し、又は公に入手可能なものとし、及び実行可能な場合には、英語によるウェブサイト等の電子的手段により公表し、又は公に入手可能なものとするなどを規定。 | サービス貿易に関係する措置については非常時を除き迅速に、遅くとも施行時までには公表する義務、他の締約国からの要請に応じて情報提供などを行う義務を規定。 |
| スタンダード義務 | 約束表において SS のマークが付された分野を対象。特定の約束について、SS のマークを付した分野の約束は、内国民待遇等に非整合的な現行措置に基づく条件及び制限に限定される旨を規定。 | 中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。 | ネガティブリスト国の場合、中央政府や地域政府の措置として、これらの政府が維持し、留保表（現行措置に基づき留保を行う分野のリスト）に記載する内国民待遇等の義務に非整合的な現行措置などを対象に規定。ポジティブリスト国の場合、約束できるセクターを明示する。 |
| 支払い及び資金移動 | 約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨を規定。 | 日英間で行われる資本の移動や資金の支払い等は原則自由に行われること、一定の特別な状況が生じた場合には、これを例外的に制限できるセーフガード措置等について規定する。 | 約束した分野のみを対象として当該規制措置を課してはならない旨規定。 |